

未しゅん功工事の防止について

令和6年12月26日

(農村振興局整備部防災課長から地方農政局農村振興部長、
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて)

未しゅん功工事（翌年度への繰越事務手続をとることなく年度経過後も引き続き行う工事をいう。）の防止については、既に「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官通達）や「未しゅん功工事の防止について」（平成19年2月1日付け18農振第1530号農村振興局関係課長連名通知）等により指導してきたところであるが、今般、当局所管の災害復旧事業の一部において、未しゅん功工事の事実が判明し、補助金交付決定の取消及び補助金返還が生じたことは誠に遺憾である。

貴職におかれては、これまでの通達等の趣旨を踏まえ、今後、このような事態が生じないよう、下記について、貴局管内の都府県に通知するとともに、管下の市町村等へ周知するよう依頼願いたい。

記

1 未しゅん功工事の防止にかかる通達等の再徹底

未しゅん功工事の防止にかかるこれまでの通達等を再度通知するので、通達等の内容をあらためて徹底すること。また、今般の未しゅん功工事の事案を含めて、通達等の内容を担当者会議等において徹底して周知すること。

2 進捗状況の把握及び状況報告の確認の徹底

事業の進捗管理をより一層的確に行うこと。特に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日付け法律第179号）第12条の規定に基づく事業の遂行状況報告については、その内容を十分精査すること。

3 しゅん功認定にかかる適正な検査の実施

しゅん功時においては、「災害復旧事業しゅん工（成功）認定検査要領」（平成9年3月26日付け構造改善局防災課災害対策室長事務連絡）等に基づき、適正に検査を行うこと。特に、間接補助事業については適正に検査を行うよう徹底すること。

また、工事の出来高検査は、原則として実地検査により行うことに十分留意すること。

4 繰越事務手続の実施

工事の年度内完成が見込めない地区については、繰越手続を確実に行うこと。

5 計画変更時等における技術支援

工法の変更や事業費の大幅な変更等が生じる計画変更地区については、工期の遅延が生じないよう事業管理の徹底を行うこと。特に、市町村等が事業主体である場合は、技術的な指導や助言を積極的に行うこと。